

令和7年度 ホームページ作成事業助成金交付要綱

一般社団法人栃木県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人栃木県トラック協会(以下「栃ト協」という。)がホームページを新たに作成した会員事業者に対し、その費用の一部を助成することにより、トラック運送事業者のIT化の水準向上を図ることを目的とする。

(助成対象)

第2条 会員事業者(県内事業所に限る)が新規に作成した運送事業に係る自社のホームページを対象とする。

(助成対象者)

第3条 栃ト協の会員事業者とする。

2 会員事業者とは、助成金を申請する時点で栃ト協に加入している者で、新規加入した事業者については、入会后作成したものを対象とする。

3 会費の滞納がないことを条件とする。

(助成金額)

第4条 1 会員事業者につき、作成に係る費用(消費税を除く)の2分の1(千円未満切り捨て)上限50,000円とする。

※予算上限に達し次第終了

(助成金の請求手続き)

第5条 「令和7年度ホームページ作成事業助成金交付請求書」(別紙様式)により、次の書類を添付し、助成金の請求をするものとする。

※添付書類 ・請求書の写し

・支払いに関する証明(領収証又は銀行振込書、ネットバンキング等)の写し

(対象期間)

第6条 令和7年3月1日(土)から令和8年2月28日(土)迄にホームページ作成が完了した事業者とする。

(助成金の交付)

第7条 第5条により申請を受けた会員事業者に対し、令和8年3月31日迄に助成金を交付する。

(助成金の返還)

第8条 栃ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他栃ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協及び栃ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(附 則)

1. 本要綱は、令和7年4月1日より適用する。